

第 13 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 3 月 5 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)
1 番 小谷健児、 3 番 藤田清子、 4 番 藤原 忍、 6 番 山中譲
7 番 金子孝子、 8 番 伊芸精一、 9 番松本昌子、 10 番 敷地智也、
11 番 酒井幸男、 12 番 福留康弘、 13 番 ハジィフ泉、
14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、 2 番 弘瀬正彦、 3 番 平野幸敏、
4 番 宮川建作、 5 番 小橋誠一、 6 番 尾崎澄夫
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (2 人) 2 番 野坂賢思、 5 番 濱口佳史、
【推進委員】 (1 人) 7 番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 2 号 非農地証明について (2 件)
議案第 3 号 黒潮 (黒潮町) 農業振興地域整備計画における
農用地利用計画の変更について (協議) (3 件)
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 年度最後の3月の定例会議を始めたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、早生の植え付け等も始まりもあり、世界中が、コロナウイルスによりまして、パニック・不況ということになっております。大変なことになっておりますが、皆さんも十分に注意をしていただきたいと思います。

この会につきまして、事務局の方から先月の末に相談があり、マスクの着用と手指消毒、換気を徹底した上で、定例会を開くということになりました。皆さん、ご了承をお願いいたします。

欠席は、野坂さん、濱口さん、福井さんが欠席ということでございますが、会の方は成立をしております。

今日の議事録署名委員ですが、福留さんと泉さんをお願いしたいと思います。

定例会を始めたいと思います。

議案第1号、農地法第5条許可申請につきまして1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定により許可申請が今回1件出てきております。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町加持字南甲才2439番1、田204畑㎡。

理由としましては、譲受人は町外のアパートで生活をしていたが、実家近くの申請地へ住居を建築したいためとなっております。

資料は3ページ以降をご覧ください。

3ページをご覧ください。いつものように航空写真での位置図にしております。

場所は、旧北郷小学校のすぐ近隣となっております。本谷の入り口です。もう小学校からわずか数百m上側の町道沿いの田んぼとなっております。

4ページは住宅地図、5ページは詳細図となっております。

田んぼの方が1筆になりますが、一部、農作業小屋が北側、奥側の方に建っております。今回、住居建設予定地は、農作業小屋から下側の田んぼの部分となります。

6ページが公図となっております。

7ページが土地利用計画図で、建物の現在での予定の配置図となっております。

8ページが排水計画図となっております。

9ページが平面図、10ページが建物の立面図、最後の11ページが建設予定地の田となっております。本当に町道沿いの1筆の田んぼとなっております。

こちらに関しましては、農用地区域は区域外となっております。利用権の設定に関しましてはございません。

土地利用計画につきましては、夫婦用の車の駐車場が2台。そして、夫婦用のこの駐車場および玄関までのアプローチのみがコンクリート舗装の予定となっております。

ます。

庭等に関しましては、花壇の種類は芝生を植栽する予定となっております。

排水計画につきましては、生活排水は浄化槽を経由し、町道側の方へ放流する予定となっております。

雨水につきましては、コンクリート部分は町道の側溝へ、それ以外は敷地内へ自然浸透をする予定となっております。

資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。

同意につきましては、隣接地全て同意は取得済となっております。

農地区分に関しましては、その他の農地ということとなっております。

事務局からは以上です。

議 長 事務局の方より説明が終わりました。

担当委員さんの方で何かありますか。

〇〇委員 〇〇委員と訪問して、〇〇〇〇君のお父さんから少し話を聞いてきました。

〇〇〇〇君というのは〇〇〇〇さんの長男で、〇〇〇〇に勤めていると思います。近くに越してきたということです。住宅地図 4 ページをご覧頂いたら、実家と申請地は、そんなに離れていません。日当たりのいい所だそうです。奥の小屋あたりの土地が、一段高くなっているので、小屋の高さに埋め立てて宅地にしたいということです。周囲の同意も得ているということで、問題ないと思います。

議 長 今、〇〇君の方からも詳しい説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。
ないですか。

これは 5 条だから、この土地はこの〇〇〇〇さんのもので、〇〇〇〇さん達が、建てるということですよね。

事務局 はい、そうです。

議 長 何か質疑・質問ありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

5 条許可申請につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

5 条許可申請につきましては承認をされました。

議案第 2 号、非農地証明願につきまして 2 件出ています。

1 番より、事務局からお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、非農地証明願が今回 2 件出てきております。

1 件目、願出人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。

願出地につきましては、黒潮町加持字杉尾分 2681 番 1、田 158 m²。同じく、字杉尾分 2681 番 2、田 115 m²。

理由としましては、30 年以上耕作しておらず、現在は雑種地となっているということです。

資料は 12 ページ以降をご確認下さい。

12 ページ、航空写真での位置図になり、加持本村の地区の下の方になります。現在は早咲地区から県道が、立派な道が通っております。今回非農地が、旧県道の細い道の両側に 2 筆、今回の申請地となっております。

13 ページを見ていただきましたら住宅地図で、下から上の方へ奥に入っていく所が現代のバイパスと言いましょうか、県道の脇を旧県道に入っていく両隣に建っています。

14 ページが詳細図になります。昔の県道の両側となっております。

15 ページが公図となります。

16 ページ、および 17 ページが、現況の写真となっております。

今回、何十年も前から、今現在お住まいの兵庫県の方に住まわれておまして、14 ページの黒潮町の航空写真で、10 年ぐらい前ですけれども写真を見ていただきましたら、右手、2681 番 1 の方に関しましては、もうだいぶ前から住居が建っていたそうです。何年か前に住居は取り壊されておまして、結局取り壊した後もこちらにお住まいでもなく、田畑もお願いすることもできないような状況の所なので、今回、道路の向こう側の土地と併せての非農地証明の申請となっております。

こちらに関しては、農用地区域は区域外となっております。利用権の設定はございません。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より非農地証明の 1 番につきまして報告がありましたが、この件につきまして担当委員さんの方で何か補足をお願いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と一緒にきました。

〇〇〇〇さんは兵庫県になっており、自宅というか家のある方の加持の方にいた息子さんも、僕より 1 つ上の息子さんがいて、早くに亡くなり、おじさんもおばさんも亡くなって後代になって、その〇〇〇〇さん、この人は甥になって、甥が全部

相続しまして、3、4年前になるかと思いますが、戻ってはいたのですが、近ごろ戻ってこないでおかしいなと思っていたら、住宅地図で申請地②って書いたところの右手に〇〇〇〇ってありますが、そこは自宅になっていて、ここは借りたいという人がいて、町の方に電話したら売れたといわれ、もう土地ごと全部売り出しになっていて、田畑もというようなこと言っていました。部落の人に聞いても誰が、それを買ったのかという事が、分からず。売れたということでした。

この土地に関しては、もう10年以上前からこんな状態ですので、非農地で仕方ないかなと思います。

議 長 この件にきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。
すでに売ってしまっているのですか。

〇〇委員 そうみたいです。人の話ではどこかに売れたとのこと。ここを借りたい人がいて、相談に行ったら「もう売れたので」と言われたそうです。

議 長 そしたら買った人の名義になっているよね。

〇〇委員 土地も田畑も結構あるので、いずれ出てくるかもしれません。

事務局 非農地証明を出す以前に、〇〇委員がおっしゃられていました、13ページの住宅地図の申請地②の上に〇〇〇〇という、今空き家になっている家を買われた方から、ご相談があって、いろいろその建物も町外から引っ越して家を構えたいということで家を買ったら、その農地の件もちょっとお話があったということで、何回か打ち合わせして、もし可能なら、今回出てきている2筆の現状が、どうしても田畑に復元できるような状況でないようなので、もう非農地の証明の申請をしていただいた方がいいのではないかと事務局の方とも話をして、今後その地目を変更したら良いのではないかという事になり、今回も届人には〇〇〇〇さんですけれども、実際、うちの窓口に出してきていただいた方はここにされた方ですね。当然、ご本人、〇〇〇〇さん両夫妻には当然お話はさせてもらっています。

事務局からは以上です。

議 長 事務局の方からも説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑ありませんか。

(質疑等なし)

特になかったら、承認を受けたいと思います。

非農地証明願の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

非農地証明願の1番につきましては承認をされました。

非農地証明願の2番、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページ、議案2号の2件目をご確認願います。

〇〇〇〇さん。

願出地に関しましては、黒潮町田野浦字東ミサザイ 2160 番 1、畑 288 m²。同じく、字東ミサザイ 2173 番 1、畑 33 m²。

理由としましては、20 年以上耕作しておらず、現在は原野となっているということです。

資料の方は 18 ページ以降をご覧ください。

18 ページでの航空写真での位置図となっております。

今回の申請地につきましては、1 月の定例会で皆さまがお諮りしました非農地証明、住居の関係のところでの非農地証明をいただいた所の隣と、またその隣となっております。

今回、申請地に行っている所が、20 ページの航空写真で見ただけでしたら、1 月の非農地証明をつけた所が航空写真での真ん中やや下に 1 軒家が建っている所と、今回申請の①との間の 2 筆で非農地証明をいただきました。今回がこの①と②の非農地証明をいただきたいということになっております。

公図が 21 ページにございますが、22 および 23、それぞれの現況の写真となっております。

22 ページにつきましては、住居を建てるための農地が手前に非農地をいただいた所の分と合わせまして草を刈っております。現況は、草がないような状況ですが、約 1 年前は、ここはもう転用等が出てきたときには草が結構伸びており、たまたま今回、手前の非農地証明許可が下りた所と合わせて、草を刈っているのもこのような状態となっております。

最後の 23 ページに関しましては、ほぼ原野といいましょうか、かなりやぶ的な感じの所となっております。

こちらに関しましても、農用地区域からも区域外ということになっております。利用権の設定に関しましても当然ございません。

事務局からは以上です。

議長 事務局の方で説明がありました。

担当は私でございます。

本人とは、会う機会がなく話は聞いていません。

来るとき現地を見てきました。前回の非農地証明、先ほども事務局の方から出ま

したが、前回承認をいただいた所の少し東側の所になり、隣接地です。その一部の草刈りをして、この 33 m²の所は、ほとんど人も入れないような原野でございます。

今回隣接ということで、もう作る意思もないというような話をいただいていたので、非農地にしたいというようなことも聞いています。

何かこの件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

(質疑等なし)

ないようでしたら、これも承認を受けたいと思います。

非農地証明願 2 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手多数でございます。

非農地証明願の 2 番につきましても承認をされました。

議案第 3 号、黒潮（黒潮町）農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてということでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページ、議案第 3 号をご確認ください。

黒潮町の農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、協議事項が 3 件出てきております。協議事項です。

1 件目、申請人、○○○○さん。申請地ですが、黒潮町入野字平成 7220 番 1、畑 926 m²。

申請理由としましては、既設の農業用倉庫に加えまして、○○○○事務所および作業場として使用するためとなってきております。

今回この議案 3 号ですが、あまり案件がないので、要は黒潮町の農業の振興整備計画の中に、特に農地として今後残さないといけない大事な所というところが農用地区域で、よく変更できない、できるとかいろいろとあり、その区域に今回入っている所で除外をした後に、その後に転用という流れになります。

1 件目の今倉さんに関しましては、農作業小屋およびその付随する事務所ということで、細かく言いますと「軽微変更」という手続きにはなります。いったんこちらの農用地除外という方法を取るような形になります。

後のこの 2 番、3 番の○○○○さんの関係につきましては、完全に除外の手続きになります。1 番の○○○○さんにつきましては、24 ページ以降をご確認願います。

24 ページをご覧ください。航空写真で位置図が、場所が国営の平成団地。早咲の東南から奥に入った所で、農地パトロールでも全体パトロールでも行く所です。国営の早咲団地の一番メーンの大きな町道もずっと奥に入っていきますと、突き当たりまで行くため池があります。そのため池のすぐ手前側の農地としては一番奥の農地になります。

25 ページが住宅地図ですが、住宅は付近にありませんので、少し住宅地図も端の

このような配置となっております。

26 ページをご覧くださいましたら詳細図になります。今回の申請地が赤枠にくくっている所となります。

以前、形状変更で出てきたと思いますが、こちらの申請地のちょうど右斜め下すぐ隣の筆が、以前に形状変更で出てきた所です。今現在は、ハウスイ帯は建物がなくなっており、今回は農作業小屋が残っています。今回赤枠の①という所になります。

27 ページが公図となっております。

28 ページが土地利用計画図として、今後の事務所および作業小屋等の予定の配置図となっております。

29 ページ、30 ページが、現況の写真となっております。

29 ページに関しましては、だいぶ前から作業小屋が建っていて、今回その作業小屋と、また事務所の建物の部分もございます。

30 ページが、29 ページの反対側から撮った写真となります。

30 ページを見ていただきましたら、先ほどの公図もあり、今回この農用地の除外の関係で〇〇〇〇さんの方で、今度の新しくできた法人で行う予定です。境界を確認していただきましたら国営の土地改良区の土地が、特に30 ページを見ていただきましたら、ぽこっと倉庫側の土地の中に入っております。今回、また土地改良区の事務局と協議しております。こちらに関しましては、また使用許可等の話はもうできております。いったん今回の除外につきましては、この点線の区域の中の農用地を除外する方向となっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。

この件につきまして、担当委員さんの方。

〇〇委員 〇〇委員と現場を見に行ってきました。古い倉庫が建っていて、事務所的な基礎を造っているような状況でした。

本人とは、〇〇委員の方が電話で話しをしたようです。

〇〇委員 携帯でお話をしまして、〇〇〇〇というのをつくって、もう町の方からもその認可は下りているみたいです。

なので、別段もう問題ないのかなと思います。

議長 今、〇〇さんと〇〇君の方からも説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手をお願いします。

んとかに聞いても、やはりちょうどこの場所が平成団地の一番奥で、分かりにくい所にあたりして、ちょっとそのあたりは定かではないです。

平成団地は、国営は大方しかなくて、自分も何年か前まで国営担当していましたけど、黒潮町で一番早くできたのが田野浦の本田団地で、先ほどの非農地証明で、県の反対側に山側にある本田団地が一番早いです。本田団地のほぼ1年後、上で平成団地が着手になるとその後に、田野浦、出口、最後にヤモウヂ順番にできています。団地としては、平成団地は古い方です。

議長 作業小屋として建てる分には、200 m²以内というのが決まっていますよね。

事務局 そうです。通常なら200 m²です。

ここの面積を、ざっと測っても200 m²は超します。

行政書士さんの方が、以前申請でちらっと話が出たときも、行政書士さんもそのあたりの当時の手続きはその方ではないかもしれませんが、どういう背景で建てられたのか分からないので、もし県の方に転用をこの後出したときには、そのときを転用という取り扱いを県にされた場合にはもう始末書なりを提出するというか、提出するといっても〇〇〇〇さんが買ったものなので、どう対応するかはちょっと今後の県の考え方次第にはなると思います。

〇〇委員 この建物はかなり広いということですが、法務局に建物の登記なんかが、出ているとかは分からないのですか。

事務局 それが、ちょっと分かりません。

〇〇委員 法務局で調べたのですか。

事務局 うちとしてはもうその建物をそこまで調べることもないので、今現在ではもうその建物が出ているかどうかというところは調べてないです。

〇〇委員 僕の想像ですけど、多分これ無許可で建てた建物で、これを許可したら、今度はこれ全体を建物にしようとして今考えているわけですよね。

事務局 今回この協議が出てきているということは、今、〇〇委員が言ったこととは違って、今は正規のルートで手続きを行うための最初の段階です。

〇〇委員 正規の手続きはそうですけど、他の人も国営農地へ事務所を建てたいと言って

出てきたら、これは許可出たのに、他の人は許可が出ないという事になってくるのではないのですか。

事務局 農業委員会としてこの除外は、今の段階ではまだ転用の段階でないので、転用をするまでにいったん農業委員会に今、意見を諮られているので、農業をする上で影響があるのかないのか。そういった判断で協議をして、こういった案件が年に何回か出てきます。今回の〇〇〇〇さんの案件にしてもそうですけど、今後この平成団地の方ではほかの人が事務所を建てたいとか、何かしら法人でやりたいという方も出てくるかもしれませんし、出てこないかもしれませんが、あとはもう個人で、その建物の範囲も 200 m²までの作業小屋までということもあり、どうしても建てたいという案件であれば、その都度、その転用に向けて建てる方向の話になるのかなと思います。

〇〇委員 この建物が建っているものを買って、今、誰の名義になっているのですか。

事務局 建物の名義は〇〇〇〇さんです。

〇〇委員 元のこの建てた人からの売買の許可はいつごろ出しているのですか。

事務局 残念ながら、そこがもう分かりません。

〇〇委員 そうするのは法務局へ行ったら全部、誰の名義で売買の値段とかは、すぐ分かることでしょうか。

事務局 ただ、そこまで農作業小屋で正式に。

〇〇委員 こんな申請が出たときには、もうちょっと詳しくそのいきさつなんかも調べてしないと、ただこれだけこれを出ているとか言われても、普通やったらこれ駄目やろう、こんなのは、利用計画変更とか、駄目ということになる。普通やったらなる。もうちょっと詳しく調べてからしないと駄目でしょう。

議長 今回の場合は、結局その農用地からの除外です。

〇〇委員 外したら、今度は、計画でこんな建物建てて、良いかということになってくるので、今回、駄目という事でしょう。

議 長 これは、除外も駄目という事でしょう。

〇〇委員 外す人は駄目で、これは国営の農用地ですよ。

事務局 今回、この協議が来ているのが、除外でもですね、その除外するに当たっても農業用の施設としてその除外と、住む家を建てる除外と、ちょっと中身が簡単なものと、一般的には家を建てたりする除外との案件が若干違う部分もあります。

今回が、農作業小屋としてその倉庫を建てるとか、事務所を建てる場合につきましては、県の方も比較的通常の完全な除外の案件と比べて、いわゆるそこまで厳しくはないというところもあります。

〇〇委員 この人の場合は、作業場ですか。千両の向こうへ造っている。水道引っ張って人が住めるようにしているでしょう。

事務局 〇〇委員、今度のその事務所を建てられる方は、今この写真である小屋の持ち主の〇〇〇〇さんではなく、〇〇〇〇の方が。

〇〇委員 いや、置く所は一緒やろう。

議 長 〇〇〇〇いうのを設立して、そのための事務所を建てたいというのが除外ですよ。

事務局 事務局としても、その境界とかも比較的、自分が新たな法人を立ててやりたいという、ハウスも建てて、完全に独立してやりたいという方向の思いとして受け取っています。

議 長 国営の場合でも、農作業をするための小屋とか事務所的なものについては国営も認めているのでしょうか。

事務局 そうですね。

〇〇委員 事務所を認めているのですか。作業場は認めるけど、事務所もいいのですか。

議 長 事務所というか、作業というか。

〇〇委員 事務所は、駄目でしょう。農作業小屋みたいなのはよいと思うけど、事務所は、

国営はものすごく厳しいと思いますよ。

事務局 一部をその農業に付随するスペース作業だったり、農機具を置いたりとか。

あと簡単な、農作業をする上で生活するような場所では駄目ですけど、どうしても農作業で必要最小限の構えぐらいだったら、県の方も国営農地だから駄目とかそういう判断ではないです。

尾崎委員 よく分かりませんね。

議長 法人になった場合には、事務所的なものも要りますよね。

事務局 はい。そうです。

議長 それが結局、県がこの補正の方も認めているのですか。

事務局 その〇〇〇〇さんの法人としても所定の手続きを順序立てて申請して、建てることもそうですし話も進んでいっているので、そこは問題ないです。最後にここの場所の事務所とか、農作業のスペースをつくるに当たっては農地法に立って転用で、農用地区域に入っているので一部除外という手続きを県の方の許可を得て整備に充てたいという流れです。

議長 それで建てるにしたら、県の許可も要るわけですよね。

事務局 今の段階ではいったん協議の段階ですので、この後にうちの方が意見書として、振興の方の担当になるので、除外に関してうちとしては特に農業をする上では影響はないということで意見を出したとしたら、今度は正式に除外の手続きをその係でします。県の方が除外の手続きをどうしましたということであつたら、その後正式に今度は、農用地の除外の転用手続きが出てきます。

同じような案件でしたら去年度、今転用の現場は動いてないですが、出口のいわゆるJAが、県一になったので今凍結してちょっと動きがないですけど、予冷庫をやった所が同じような案件です。あそこは、事務所までではないので、農協の方が借りて一体的な予冷庫を造るという案件も、農業用の付帯施設という扱いでの軽微の案件で除外の手続きもあります。

〇〇委員 この建物は親のものですよね。

事務局 今現在ですか。

議 長 29 ページ、この作業小屋というのは、これは親父さんが建てたものよね。

事務局 そうですね。

〇〇委員 今、出てきているのは〇〇〇〇ですよね。けど、お父さんの分もまとめて、出てきているよね。建物はお父さんのものですよ。今度の事務所やったら、ここまで出さなくてもよいのではないですか。

事務局 建物自体は、お父さんの持ち物です。建物自体の所は、いったんお父さんの建物でよいのですが、今、協議になっているのが農用地の除外手続きで、どうしてもその土地を除外しないとイケない。その事務所と農作業小屋とか、そのスペース的なものが、農用地区域に入っているようで、その手続き上、たまたまその同じ土地にお父さんの倉庫が建っているということです。

今回、その内容は、27 ページの公図にある土地でいくと 7220 番 1 の土地をいったん除外にかける手続きになるので、どうしても建っているものに関しては転用の申請になり、順調良くいけば話をするという流れも出てきています。

〇〇委員 この 27 ページの赤線で囲んだ、この入り組んだ所が、町の土地言いましたかね。改良区の土地ですか。占用許可を受けるのに誰と相談しているのですか。

事務局 その話は、その担当の事務局です。

〇〇委員 その事務局というのは、誰ですか。

事務局 国営改良区の事務局が、農業振興課の農業土木係の中にあるので、そちらの方で担当の係と、当然うちの課長も役員になっています。

〇〇委員 町の職員だけなのですか。

事務局 詳細に関しては、どういう扱いで決済をいただいているのか分からない。

〇〇委員 ここを管理している参事言いましたかね。誰かいると思いますが、各国営、平成団地、本田とかヤモウヂ、その人にも話を通してありますか。

事務局 そこは分からないですね。

その話は、もう国営の事務局の方で協議はしているということは事務局で聞いています。ただ、その案件に関してはその団地ごとの、それぞれの国営の組合がありますよね。そこの組合の方に話はしているのかというと、そのあたりはちょっともうちとしては分からないです。事務局でどう出てきていますかという質問で、協議はしていますということで回答はしていますということでいきます。

〇〇委員 この占用の所は、もう少しどのような経緯で、話が進んでいるのかという事を調べてもらいたいと思います。

〇〇委員 ここの30ページのこの赤線、入り込んでいるところは、今、建物が建っていて、これの上と下に白い側溝みたいなものがありますよね。

議 長 点線の中ですか。

〇〇委員 はい。ここの道路の際に、側溝いうものは大抵あるもので、ここにはないのでしょうか。構造改善したところにも必ず側溝いうものは3つの境はあるものだと思う。

事務局 ここの辺りになると改良区はその図面を見てもそこまできれいに整備できているかという、できていない部分もあります。

その国営でも、平成団地は比較的早くからできていて、過去に水が給水とかしてないと。ヤモウヂなんか比較的新しい団地で各筆に引いていたりもします。平成団地は、奥の方になれば、そういった未整備地とかもあります。

〇〇委員 これ、あるのですか。その上側にちょっと側溝みたいに見えるけど、これが、側溝で、勝手に埋めたのではないのですか。それで、これから下にも側溝があると思う。

議 長 この白いところが側溝だと思う。

〇〇委員 これを取り入れているようになって。

議 長 この下へ暗渠があるかないかよ。

〇〇委員 もしそれを許可したら今後、共有部分のこの側溝まで、〇〇〇〇さんが所有す

るようになるよね。それは境も取り入れたような計画よね。

議 長 ここら辺は、事務局の方でも分からないので、課長に聞いてみます。

宮地課長 ハウスを建てるというところで、この倉庫の部分の一番初めに話が出てきた軒先、ここの部分、これが出ていて、これを下げてもらふ経緯があり、今のこのハウスの鉄骨の柱、30 ページのこの丸い柱があるところまで下げてください、そしたら、改良区の土地には引っ掛かりません。入り込んでいませんよという所の境界まで避けてください、この軒先を変更してもらいました。

そこの部分は、入り込んでないという結果になります。今の赤い点線のこの限られた、出ている部分、ここも含めて諮問はしていただいて構わない。

外郭としてなので、道路の一部というような感覚です。というところで認識しています。

議 長 今回、この農用地除外の申請が出ているわけで、みんなが言っているのは、これを除外して建物なり何なり建ったら、ほかのところでまたそういう例が出た場合に「あそこは良いのに、ここは駄目なのか」というような例が出てくるのではないだろうかという意見が出ています。

宮地課長 これ自体は、倉庫です。

議 長 これは建っているけど、新たに言ったらこの除外したとこに事務所なり。

宮地課長 それはないです。そこの部分はもうきちっと境界は分かっています。

例えば、ここの部分に建てるのではということですか。

議 長 除外した所よね。

宮地課長 こちらですか。

事務局 除外は、今回の申請はもう進めています。

議 長 ここよね。これも含めて、ここは違う？そこの入り込んでいる部分も？

宮地課長 入り込んでいるところは、国営の土地なので建てることができません。例えば、ここのちょっと空いているこの辺ですよ。この辺なんかも〇〇〇〇さんの土地にはなりますが、そこへは、もう農業の部分で使用するものしか建てることがで

きませんよね。

議 長 そうです。今回、法人としての事務所なりを建てたいというので除外というよう
なことが出て、建てるようになったらまた申請が出てくると思います。

宮地課長 まだ建てるのかという話ではないです。

議 長 そのための除外の申請が出てきているよね。いろいろな意見が出てきて、もともと
ここに側溝があったようで、それも含めて自分のものになっているのではという意
見も出ている。

宮地課長 ここの境界が？

〇〇委員 28 ページの下の方に、のり面って2カ所書いているでしょう。建物と線との間
に駐車場が3台並んでいる。
これは、建物との間が全部のり面で、改良区の土地ということですか。

宮地課長 境界としたら、こののり面と書いた所は〇〇〇〇さんの土地になるのではない
でしょうか。

〇〇委員 のり面は、構造改善ののり面になるのではないのでしょうか。ヤモウヂ団地らも
全部のり面は農家の土地ではない。

宮地課長 そうですね、のり面の部分は、けど、ここにも書いている。こののり面いうの
は、もともと書いているものではないのでしょうか。

〇〇委員 それでも、30 ページの丸い柱が何とかいうのはあれではないですか、この建物
のこの延長のどこへあるのでは？そしたらのり面いうのは平成団地のこの柱こ
ちらは、平成団地の分なので避けていただいたと課長が、今、言ったでしょう。
そしたら、のり面は平成団地のものではないですか。
入り込んでいるから柱を下げてくださいと、そしたらこの建物ののり面って書
いているのは、平成団地の改良区のものではないですか。

〇〇委員 そうしないとおかしいわね。そしたら、この28ページの図面ののり面のあれは
出すべきではない。

〇〇委員 現地見ないといけない。

〇〇委員 そしたら、そのために側溝いうものがあつたはず。

事務局 でも、〇〇委員が先ほど言っていた、例えば国営でも改良区ののり面もありますし、その農地の場所によっては、通常なら段があれば上の壁が下ののり尻までが一般的に農地のひと区画という場合が大半なので、一概にはちょっと、こっちがこうやからということもないです。

〇〇委員 けど、それして分けるときに、ヤモウヂ団地みたいにそののり面が10mあつて、すごく少ない言うて、同じ5反でもこっちは、4反しかもらえない言うて、のり面があるから、それでは、不公平が出るよね。のり面のないところやったら、俺のところは道路からすぐ上で、まともにもられるのに、この10mののり面で幅も10mやったら、うちは4反しか、5反あるのに4反しかもらえなかったら、それはどこでも不満が出ているはずですよ。

〇〇委員 なかなかここで議論しても始まらないと思うので、これを来月にしたら県へ提出する書類が遅くなるわけでしょうか？

事務局 そうですね。いったん今回、この後に佐賀の分と2件ありますので、それをいったんここで農用地の除外が、特に農業をする上で影響はないかどうかのいったん協議の段階なので、この案件がもしないよということであれば、今度振興の係の方で除外。一部、軽微もここは軽微なのでという施設で、佐賀の案件と一緒に除外の手続きに入ります。

入る上で、できればもう早い段階で事務局としては意見をいただいて、その回答をして、除外の手続きをかけたいたなどは思っています。

〇〇委員 現地に見に行つてやったらどうでしょうか。

事務局 ただ、その転用が駄目だったという段階になると、今度はこの後の区域の話なので、今は、この後の転用の段階でより具体的に転用の話が出てきますので、また意見なり付して、またその転用の段階で出すことは可能です。

伊芸委員 今日、転用を許可したら、もう次は転用の許可は必要なくなる。

事務局 この後は正規にその転用許可案件が出てくるようになります。

いったん今の段階では協議の段階なので、ここの区域でその後区域へ入っているけれど除外して良いかということで諮問をされている内容になるので、農業委員会に諮って。そのうちだけじゃなくて、除外するにも外部の農協さんとか森林組合さんの方にも協議を兼ねています。いったんうちの方が締め切りの関係があったせいで、先月の定例会にもう間に合わなかったのが、出てきたのが、諮問機関。今回、ちょっと3月で諮るということにさせてもらいました。できたらもう今回のこの案件に関しましては早い段階で回答がいただけたらと思います。

〇〇委員 何か、全然わけの分からないままただ転用したのでは、農業委員としても納得できません。

議 長 転用ではないです。今回の場合は、農用地区域からの除外。その後に転用の許可が、申請が出てくるわけです。

農用地区域から外してくださいと、その後で、転用の許可申請いうものが出てくる。それが許可になった場合に、言うたら県の方で全部許可しますということになった場合は事務所を建てるとか、可能ですが、それまではできないよね。

今回の場合は、農用地から除外してくださいと、そういう申請で、転用はまだです。

〇〇委員 そしたら、県はかまわない。

議 長 いや、県はかまわないではなくて、この後また県へ送らないといけない？

事務局 そうですね。

今の段階では、今、会長が言ったように、農用地を除外してくださいという申請の話で来ているので、今度は所管・担当の課で、今度県の方で協議をして進めていくと。そこで県が最終的にもう除外しても良いという同意があったら、その後に正式に転用の手続きの処理が農業委員会に出てくるということです。

伊芸委員 毎回、こういう問題は出るけれど、ほんとはもう県に任すしかない。自分らは同意も何も、県の判断に任すしかない。

議 長 県の判断よね。

〇〇委員 県は絶対、許可下ろす。

〇〇委員 次回から今度、そういうのが、ヤモウヂ団地らでも出てきて、区域外にできる
がやったら、それも県が許可を下ろしてくださいと言うて、いくしかないよね。

〇〇委員 1件あったよね。

〇〇委員 それはもう認めるしかない。

〇〇委員 ここだけかまん、あっちはいかん、いうわけにはいかん。

事務局 当然、〇〇委員の言うように、おなじ扱いのものであったら、1件だけではなく
て当然ほかにもその案件を掛けて諮ってということになります。

議 長 どこにでも、畑をどんどん農用地を、その建物を建てて良いかというところでは
なくて、〇〇〇〇の場合は、それに必要な事務所を建てたいためにここを除外して
くださいと。そういう申請だから、例えばヤモウヂ団地でそういう法人が出てきて、
ここに倉庫と事務所とを転用で建てたいから農業に関するもので、そういう案件が
出た場合は、またそれは許可になるかも分からない。それ以外は、ほかのものを建
てて構いませんよということにはならないと思う。

〇〇委員 〇〇〇〇の場合には、いろんなところを許可出して、ほかのところが出してきて
「駄目です」というわけにはいけない。

議 長 同じような案件やったら。

事務局 今回は、適正に順序立てて、申請しています。

議 長 それでは、いったん採決にして、承認できない場合は次回にします。その場合に
は、みんなに現地確認に行ってもらいます。いったんここで承認を受けます。

この件につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

2人だけですか。

この件につきましては、否決ということです。

(異議なしの声あり)

それでは、次回までに現地確認をしたいと思います。後で、日程等を決めたいと
思います。

次の案件に移りたいと思います。

議案第3号の2番につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案書 2 ページ、第 3 号の案件 2 番と 3 番をご確認ください。

ほぼ同じ案件になります。

申請人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町黒ノ川字地主 334 番 1、田 29 m²、同じく字地主 335 番、田 143 m²、同じく字地主 342 番 1、田 229 m²、同じく字地主 343 番 1、田 95 m²。

案件 3 番。こちらと同じく〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町黒ノ川字地主 344 番 1、田 997 m²のうち 495 m²となっております。

理由につきましては、国道 56 号線の視距改良工事に伴い、住宅の移転が必要となったためとなっております。

その申請理由の場所に「〇〇〇〇宅」「〇〇〇〇宅」と書いてありますが、要は国土交通省の事業の関係で、資料 31 ページ以降を確認して下さい。

31 ページの航空写真位置図と 32 ページの住宅地図は、黒ノ川のほぼ中心の地区になります。

詳細を言うと、33 ページ、航空写真での詳細を見ていただきまして、国道 56 号線をこちらの大方から高知方面へ行くと、33 ページでいくと左下から上の方に国道が高知方面に行くようになります。長年急カーブで交通事故も多く何十年も以前から要望を国交省にさせていただいたところ、やっとこのたびショートカットの道が、法線のカーブがもう少し緩やかになるということで、若干真っ直ぐな道路になるということです。その移転に伴う 2 件の方の現在農用地区域に入っている所に関しての今度は除外の協議になります。

34 ページが公図で、ちょっと林道があって、上と下でそれぞれの家が建つ予定になっております。

35 ページ、36 ページが、〇〇〇〇さんの今現在の予定の住宅の家の配置図等になります。

37 ページ、38 ページ、39 ページが、片岡さんの家の予定になっております。

40 ページ、41 ページが、それぞれ現在、農用地区域に入っている田んぼです。今回、こちらの農用地を農用地区域から除外したいという協議での諮問が来ております。この後、順調であればこの農用地区域を除外した後に正式な家を建てる転用の許可申請が出てくる内容になります。

事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で何か補足があればお願いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員さんと確認に行って来ました。

〇〇〇〇さんは不在で、奥さんの方にお話を聞きました。ここにある下の分の裏にある家は全部立ち退きということです。それが、家を半分当たっても家は全部壊さないといけなく、その費用を全部は見てもらえないそうです。

家を壊す費用、それからこの埋め立てする費用も相当お金が要するというので、1m以上上げないといけなと思うので、なかなか大変な工事になると言って奥さんは嘆きよりました。

奥さんが言うには、「3年ぐらい後になるろうかね」というような話はしていました。もっと早く来るかもしれません。国交省がやっているの、その工事そのものはしっかりしたことをやると思うし、この農用地区域の田らも測量を全部入って終了しておりますので、国交省としては不自由ないように進めていきたいと思いますので、いつそこを立ち退きになって、いつ移転できるかはまだ分からないようです。

ほかにも、〇〇〇〇さんにも5分ぐらい時間を取って話をして、そっちへ移ることその事にはあまり反対ではないみたいな意見でしたけど、なかなか家を壊してそのまま移転するというは大変なことだと思います。

議長 〇〇さんの方からも説明がありました。公共工事に伴う家の移転ということで、その工事料、家を壊されるのというようなことですが。

この件に関しまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 換え地ということですよ。

議長 ここに農用地区域から外して後々家を建てたいと、そういうことのようにです。

〇〇委員 こういう場合は、国の事業で、また利用者が県民間問わず利用するところだから、こういうことをやっても良いと自分は思います。

議長 県の方でも、公共工事の方を優先するというようなことは聞いています。

ほかに質疑・質問はありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この件に関しまして承認されます方、挙手をお願いします。

賛成多数で、承認をされました。

議案第3号につきましての2番、3番につきましては承認をされました。

その他の討議・報告事項。

先ほど言っていました、〇〇〇〇さんの案件で現地確認ということでございます

が、いつがいいですか。「今から」という意見もありますし、「今日はちょっと」という意見もありますが。

〇〇さんは行けないそうです。どうしますか。今から行きますか。

(議場から「行きましょう」との声あり)

そしたら、〇〇さんは欠席ということで構いませんか。

(異議なしの声あり)

これから終わり次第ということで、行きたいと思います。

いったん記録を止めます。

(午後 3 時 30 分終了)